

新しい生き方みつけませんか？

「健康K」「経済・家計K」「いきがい・心K」についての有益な情報を提供していきます。

3K

Life plan

ライフプラン情報

Vol. 81
2016
4月号

発行
(公財)神戸いきいき勤労財団

私の金言

感

井吹台自治会連合会会長

坂本 津留代 氏

謝



Contents

- 1 表紙の人 井吹台自治会連合会会長 坂本 津留代 氏
- 2-3 いきいきと輝く人 vol.16 坂本 津留代 氏
- 4-5 熟年生活講座パート2 終活を考えてみよう 相続手続支援センター西日本本部代表 米田 貴虎 氏
- 6-7 資格取得支援事業特別セミナー 知っておきたい年金のはなし 社会保険労務士 島田 崇 氏
- 8 受講生募集 ①社会を元気にする活動を始めた方に「社会貢献塾2016～第5期～」
②宅地建物取引士(宅建)受験対策 入門講座
③(ファイナンシャルプランニング)FP技能士2級 受験対策講座
- 8 編集後記

いきいきと輝く人

vol.16



地域への恩返し

私のストーリーを少しお話すると、普通の会社にOLとして約10年間勤め、結婚を機に退職し、専業主婦となり、二人の子供に恵まれました。このときは、神戸市垂水区に住んでいたのですが、子育てと同時に主人の母親の認知症の介護をしていました。母が認知症になったのは、第2子を妊娠しているお腹の大きな時。上の子の手をひきながら下の子を背負って、徘徊する母を必至で探し回りました。その時、隣近所に認知症の介護をされている同じ境遇の方がおられたのですが、「家で悶々としている外に出ておいで、みんなが助けてくれるよ。」と温かい声を掛けてくださいました。その人を見ていると、家族が病気だから、という理由で家に閉じこもってしまうのではなく、外に向かってしっかりと自分の立場を言う、ということが大事なことであると気づきました。そうすることで、ご近所の方が次々に手を差し延べてくださり、何とか大変なこの時期を乗り越えることができました。遠くの親戚より近くの他人とよく言われますが、声を掛け助けてくださる方の存在がいかに大切かを知りました。私は、支えて頂いた地域に何かお返しがしたいと思い、地域のお手伝いをするようになりました。

そして、子どもが大きくなるにつれ、園長先生や校長先生からお声をかけていただき、保護者会に参加させていただきました。



約1,200人が参加するウォーキングイベント
いぶきの森を歩こう

まちびらきから22年を迎える神戸市西区の井吹台のまちは、緑豊かな住宅団地で、子育て世代が多い活気あるまちです。今回は、この22年間、地域で起こる様々な課題の解決に懸命に取り組み、このまちを支え続けてきた井吹台自治会連合会会長の坂本津留代氏に、これまでの歩みやまちづくりへの思いをインタビューしてきました。

井吹台自治会連合会 会長

坂本 津留代 氏 Tsuruyo Sakamoto

た。また、地域活動をしていた友人からの誘いもあり、地域のお手伝いを一緒にするようになりました。このとき、たまたまこのようないきつかけを作ってくださった方々との素敵な出会いがあったのですが、そこでは、地域や学校との関わりや地域団体が何かを沢山勉強させていただき、色々な経験をさせていただきました。そして、垂水での経験を基に、現在井吹台の様々な事業に関わらせていただいております。

井吹台でのまちづくりがスタート

そして、平成5年、神戸市西区の井吹台のまちびらきが行われると同時に、家族でこちらに移り住みました。当然、自治組織があって地域は動いているものだと思っていたニュータウンですが、住んでみるとゴミ捨て場さえ、開いていない状態。新しいまちは、一から自分たちで作らないといけないのだと、この時はじめて知りました。井吹台のまちづくりは、組織を作ってルールをつくることからはじめました。

仕掛けづくりと役割分担

私は、まちづくりの根源は自治会だと思います。自治会は赤ちゃんから高齢者の方まで全世代の方が会員です。自治会というものは、私たちのまちに今何が必要かということをしっかりと議論し、住民の総意で行政に働きかけていくものです。まちづくり

においてこれほど大事なことはありません。ですから、自治会に誰でも参加しやすく、参加することに意味があると思っていただけるよう、いろいろな仕組みづくりにこれまで取り組んできました。

まちづくりの中には、自治会の他に、ふれあいのまちづくり協議会、婦人会や老人会や防災コミュニティなど様々な団体がまちづくりを担っています。私はまちづくりにおいて重要なことは役割分担だと思っています。例えば、自治会はパトロールや防災訓練、他の団体はお祭り、福祉避難訓練はNPOという風に、自分が何をやっている団体で何をカバーしているのかをしっかりと自覚し、大事だと思ったら続けていくということがとても大切なことだと思います。そうすることで、団体と団体がもめることがなく、負担が軽減され、まちづくりがうまくいきます。

命に最善をつくす

私の住んでいる井吹台では、福祉避難訓練と総合防災訓練を行い、まち全体で本格的な訓練を実施します。まず、福祉避難訓練は8ブロックに分かれ、要支援者の安否確認訓練を各ブロック毎に公園で行います。次に小学校では井吹台のまち全体の総合防災訓練を実施します。災害は、日頃訓練しているのとしないのでは大きく違います。特に子ども達は、将来どこで、災害に遭うかわかりません。その時に、何をすべきであるかというのをしっかりと学んでほしいと思います。東北の子ども達からは、日頃から「最善を尽くす」ということを教えられました。いざという時のために、どの地域の子ども達も自分の命を守ることに最善を尽くしてほしいと思います。

体験は成長の土台

子ども達に、防災、福祉や地域について学び体験してもらうため小・中学生のジュニアチームをつくりました。当初、中学生で結成された「井吹台ジュニアチー



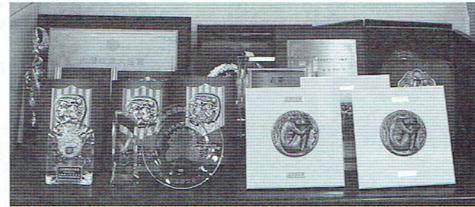
毎年、大勢の住民で賑わう
井吹台祭



ジュニアチームの子どもたちが劇を通して
認知症を学ぶ

坂本 津留代氏プロフィール

現在、神戸市西区井吹台在住。結婚を機に、会社を退職し、専業主婦に。当時は神戸市垂水区に住んでいたが、二人の子育てに奮闘している時期に親の認知症の介護が重なり大変な苦労を経験。しかし、地域住民の人の助けにより乗り越える。そして、支えてもらった地域の人達に何かお返しをしたいという思いから地域活動に参加。その経験を基に、平成5年、家族で移り住んだ神戸市西区のニュータウンである井吹台でーからのまちづくりをはじめる。井吹台ではPTA役員を約20年務め、その後、井吹台自治連合会会長、井吹東まちづくり協議会委員長、NPO法人「ニューいぶき」理事長など数々の組織で代表を務める。そのほか、兵庫県や神戸市で評議員や審議員委員など数多くの役職を歴任し、まちづくりに貢献している。



まちづくりで様々な賞を受賞



時間預託ができる
井吹ふくし銀行の通帳

ム」、次に小学4年～6年生で結成された「いぶきジュニアチーム」の二つがあり、毎年約100名位の団員が入退団します。年10回行われる体験学習は、総合防災訓練はじめ、いぶきの森を歩くイベントでのボランティア参加や、認知症について学ぶ講座への参加など多岐に渡ります。これら体験を通じて子ども達が感じたことは、将来、子ども達の心の土台として残り、とても優しい子に育つと信じています。ですから、どんどん体験させてあげたいと思います。そして、一生懸命頑張る大人たちと一緒にまちづくりの面白さを味わい、地域に愛着を持った大人に育ってほしいと思います。

高齢化への準備

まちびらきをしてから22年が経ちますか、少しずつ高齢化が進んできています。そこで、井吹台では、オールドタウン勉強会や見守り体制の強化など、高齢化に備えた取組を進めています。見守り体制は今年からはじめますが、各自治会の班長さんが、月に1回の広報紙を配る際に、どんな些細なことでもいいのでいつもと違うと思ったことを本部に連絡してもらい、私たちが現場に確認をしにいくという活動を行います。これからも超高齢社会に向かって、早めの取り組みを心がけています。

地域の御用聞き

「NPO法人ニューいぶき」

私は地縁組織の代表以外にNPOの活動もしています。NPOは、自分たちがやりたいことを自由に活動しています。地域においては、あくまで地縁組織の中の一つという考え方で運営しており、井吹台のまちの中で、他の地縁組織が担えていないところをカバーしています。また、他の団体が高齢化してきてお困りであれば、その仕事を進んで受け入れています。

ニューいぶきの活動の代表的なものは、地域の居場所である「いぶき庵」の運営です。ここでは認知症や在宅介護の

ちょっとした相談にのれる窓口や軽い認知症の方を受け入れられるミニデイサービス、また喫茶や映画会なども定期的に行っています。住宅街の中にあるので、当初は非難の声もありましたが、ようやく受け入れてもらえるようになりました。発達障がい児母の会や各訓練は、発達障がいという言葉がまだ知られていない頃から始めた事業です。この他にも去年は、ダウン症の会を立ち上げました。今年は、井吹の全小学校にあるなかよし学級の障がいある子ども達と和太鼓クラブを立ち上げます。夢は29年に開校する井吹西支援学校(仮称)の開校式に和太鼓を演奏することです。障がいを持つ人が共に安心して暮らせるようなまちを作りたいと思います。

井吹ふくし銀行

井吹ふれあいのまちづくり協議会では、平成21年から時間預託制度をはじめました。これは誰もが安心してこのまちに暮し続けるためにはじめたものです。高齢者の買い物や掃除など、地域の住民がワーカーとして働き、その働いた時間は井吹ふくし銀行に預託します。そして、いざ自分で手助けが必要となったとき、預託した貯金を使ってサポートを受けられるというものです。近所で助け合えるということで、全国の中でも注目を集めています。

感謝

私はつい最近まで、病気になった母を在宅で介護していました。在宅介護をするにあたり、病院の看護師さんや先生、ケアマネージャーさんやご近所の方など沢山の方が相談に乗ってくださり、助けてくださいました。これまでの色々なこともそうですが、今は助けていただいた周りの方々への「感謝」の気持ちでいっぱいです。

親を看取るということは、人生において大きな節目だと思います。自分が年長者になるわけですから、次の人を育っていく

側に回らなくてはなりません。ですから、次の人に渡せるものをしっかりと持ち合わせたいと思います。それが、地域団体の代表を引き受けている者の、最終責任だと思います。そして、いくつになっても、自分のできることを探して地域に貢献したいと思います。

まちづくりにおいて大切なこと

地域には日々色々な問題が起こりますが、地域活動には、うまくやるとか、要領よくというものは一切ありません。まちづくりに大切なことは、関わっていただすべての方に、きちんと説明し、一生懸命に真面目にやり続けることだと思います。そして、毎年、過去のことにつれては、新しいことにチャレンジし、少しずつ変化させていくことがとても重要だと思います。

まちづくりの醍醐味

地域活動をしていると、日々の小さな変化に嬉しさを感じます。例えば、ジュニアチームの子が1年たって卒団のときにはしっかりと言葉が言えるようになったりとか、花壇がきれいになったりとか、大きなことではないけれど、日々感じることが沢山あります。この一つ一つの「よかった」という気持ちの積み重ねがまちづくりの醍醐味だと思います。地域活動は一生懸命やったら絶対成果がでます。100%ではないにしても、形になっていきます。これがまちづくりの面白いところだと思います。



災害に備え、要支援者の福祉避難訓練を行う



終活を考えてみよう

遺言書を書く?生前贈与する?
今のうちにやっておきたい
相続対策とは?

毎年大好評の終活について詳しく知るための連続講座。今回はとくに気になる「相続」がテーマです。講師に相続のプロをお招きし、子供に遺産を相続させる時に、これだけは知つておきたいこと、しておきたいことをお話しいただきました。

相続手続支援センター西日本本部代表



米田貴虎氏

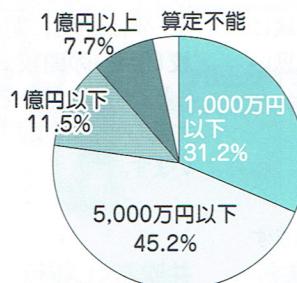
相続争いを未然に防ぐ方法は?

今日は遺言書と相続税について、ぜひ知っていただきたいことをお話しします。「相続」というと、もめ事を連想される方も多いかと思います。実際はそれほど大きくはもめないです、もめるお家が少しずつ増えているのが現状です。

相続とは、人が亡くなった時に、その人の持っていた動産・不動産等の資産が相続人に移転することです。相続人が1人なら争う余地はありませんが、分割する際にももめ事が大きくなると、家庭裁判所での調停が必要になります。では、なぜ相続争いが起きるのか。たとえばお父さんが亡くなり、奥さんと息子2人に現金だけが残された場合。これを法定相続通りに分けるのは簡単です。ところが、家だけが残された場合、これを分割するのは難しい。家をバラバラにするわけにもいきませんし、息子たちに家族があると、家族対家族の大きな争いに発展しかねません。分ける資産が多くあり、それなりに分割できるお家より、財産5000万円以下で、それも家だけというケースがもめ事が起こりやすいのです。

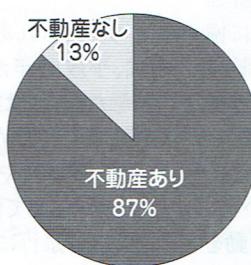
もめ事を未然に防ぐ方法は、生前に全部贈与するか、遺言書を作成するかの2つしかありません。遺言書は認知症になると書けませんから、元気なうちに書いておくべきです。遺言を書いても自分の財産は自由に使えますし、何度も書き直せます。

書くタイミングとしては、65歳の年金受給開始時や、孫が生まれた時などが良いと思います。「遺言あいうえお」というものがあります。遺言とは「あ」愛情込め、「い」意思を伝え、「う」運命に従い、「え」(家族の)円満を願い、「お」(世話になった人の)恩義に報いるもの。残していく家族のために、こうした気持ちを反映させて書くのが本質です。



遺産分割事件の遺産の価額
(総数7,892件)

5,000万円以下が
86%



遺産の内容

不動産があると、
争う可能性大!

【最高裁判所 司法統計年報 家事事件編 平成23年 成立件数】

遺言書の作成が必要な7つのケース

トラブルを防ぐために、ぜひ遺言書を作成していただきたいケースが7つあります。1つ目は子供のいない夫婦の場合。2つ目は行く末を案じる人がいる場合。3つ目は事業を特定の人に継がせたい場合。4つ目は世話になった人に財産をあげたい場合で、相続権のない息子の妻に財産をあげたい時などですね。5つめは財産をあげたくない相続人がいる。6つ目は複雑な家族関係(内縁の妻など)、7つ目は相続人がいない場合です。

書く時には、遺族の生活を考慮して分割を決めることがポイントで、「公平感」を与えるように配慮することがポイントで

す。遺言の理由と家族への感謝の言葉を書くこともおすすめします。理由を書いておくと、みんなが納得できることが多いのです。

「相続割合」ではなく「具体的なモノ」を指定して書くことや、日頃の言動と遺言の内容を一致させること、遺言に書いていない「その他一切の財産」も相続する人を決めておくことも必要です。こまめに内容を見直して、配偶者などに遺言の存在を知らせておく、相続権のない受遺者には予め遺言書の写しを渡しておくなどの配慮もしてください。

プロフィール

神戸学院大学法学部卒業後、専門家事務所を経て2001年、相続手続きをサポートする業務に特化した「相続手続支援センター」を設立。全国の大手会計事務所を中心に北海道から九州まで48支部を設置。自身もこれまでに3,000件の相続の現場を体験し多様な相続に関わる。2005年にはエンディングノート「わたしの歩いた道」を制作し、生前準備の必要性を伝えるための講演や研修も行う。



相続手続支援センター

神戸市中央区八幡通4-2-18 郵船ロジ・福本ビル7階（神戸市役所前）
TEL 078-251-2064 無料相談受付時間 9:00から19:00（日祝休）

付言事項は「心の法律」として有効

もし遺言がなくて遺産分割になると、相続人全員で話し合い、名義変更手続きに多くの書類を揃えて、さらに遺産分割協議書に相続人全員の署名・実印が必要になります。遺言書があっても、相続人全員の同意で遺産分割協議に切り替えることもできますので、遺言は保険のようなつもりで作っておかれるのが良いと思います。

遺言には大きく分けて2つあります。公証役場で証人の立会いのもとに公証人が作成する公正証書遺言と、誰にも知られずに作成できる自筆証書遺言です。自筆証書遺言は簡単に作成できますが、家庭裁判所の検認が必要ですし、すぐに執行できません。内容が不明確だったり不備があったりすると後日トラブルの可能性があるので、私は公正証書遺言をおすすめします。書く時は、遺

言執行者を決めておくことが必要です。先ほども言いましたが、付言事項として家族への感謝と遺言の理由を書いておけば、法的な効力はなくても相続する人たちの「心の法律」になってくれます。

たとえば金融資産を長男と次男の2人で分ける場合、私がおすすめしている分け方があります。2分の1ずつではなく、3分の1をそれぞれが取り、残りの3分の1を家を継ぐ人が維持費としてストックし、家族全員の法事や結婚式・旅行代金等を全部そこから出すという方法です。これなら全員が帰省しやすいし、本当の供養になる気がします。家系図を作ったり家族全員で墓参りをされるようなお家は相続でもめたりしないことを見て、そうしたことが究極の相続対策かもしれないと思っています。

相続税がかかるか、まずチェック!

相続税については、実際に税金がかかるのは100人のうち8人ぐらいですが、ご自分がその中に入るかどうかは知っておいてください。相続税は「基礎控除3000万円+600万円×法定相続人数」となっています。海外資産が5000万円を超えると税務署に届出が必要。子や孫に対して教育資金の贈与は1500万円が非課税です。

財産が4000万円以上だと相続税対策が必要かもしれないのに、まずは自分の財産を把握して、税金がいくらかかるか計算し、対策を考えてください。子供と同居している場合、住んでいる家に「小規模宅地特例」が活用できれば、80%オフの評価、つまり2000万円の土地が400万円の評価になり、税金はゼロになります。相続税対策の王道は生前贈与で、年間110万円以下なら税金がかかりません。結婚20年以上の夫婦は、夫婦間で2000万円贈与しても税金はかかりません。ただ、予名義の定期預金で一度も口座から移動がない「名義預金」は認められないで、これは注意してください。

次の世代を考えた対策は資産家の責務です。保有する資産の権利関係の整理は早めにした方が安心です。

一度実行に移すと取り返しがつかないので、事前に専門家に相談すること。数十万の経費で数千万の違いが出てくることもあるので、必ず相談していただきたいと思います。

改正された相続税（平成27年1月1日以降）

①基礎控除の引き下げ

3,000万円+600万円×法定相続人数

②海外資産5,000万円超は、税務署に届出 (平成25年4月から)

③子や孫への教育資金の贈与1,500万円が非課税

対策を実行するときの注意点

①資産家の責務

保有する資産の権利関係の整理。

早く処分が安心で経済的。次の世代を考えること。

②知識を実行に移す時

事前に必ず専門家に相談。

③経費の概念

数十万のお金で数千万違ってくる。

知っておきたい年金のはなし

知らないと損をすることも多いからまず年金の仕組みを学んでおこう

法改正や経過措置などで、すっかりわかりづらくなってしまった年金制度。しかし、わからないままでは損をしてしまうことが多いのも事実。まずは年金の仕組みを学び、自分の年金にきちんと向き合って、これから生涯設計に役立てましょう。

社会保険労務士 島田 崇氏 Takashi Shimada



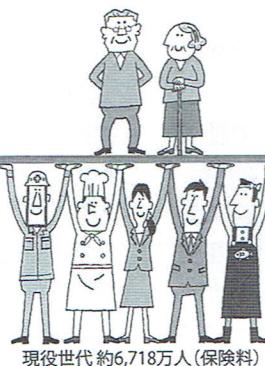
年金財政が破綻する心配はない?

今日は「年金」がテーマですが、すべてをお話ししようとすると大変な時間が必要なので、ごく初步的なことだけをお話しします。その上で、「自分がいくらもらえるか」「いつからもらえるか」といった具体的なことは、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」や「年金定期便」「ねんきんネット」などで確認していただきたいと思います。

最近「若者の年金離れが止まらない」と言われます。保険料の納付状況を見ると、厚生年金などを合わせた公的年金加入者全体では97%が納付しています。これは、会社勤めなどをして厚生年金に加入している人が自動的に納めるからで、全体としては高い納付率です。しかし、自営業者などが加入する国民年金の納付率だけを見ると63.1%です。10人に4人が未納で、そのうち26歳から30歳未満は6割未納という事態が起きています。

納めない理由を見ると、経済的に支払いが困難な人が74%、制度の将来が信用できないからという人が10%です。不信感を招いた原因のひとつは消えた年金問題ですね。また、将来に関する不安は、少子高齢化で現役世代が減ることにより、世代間の支え合いがどんどん厳しくなっていることが挙げられます。こんなニュースばかり見ていると、年金財政が心配になりますが、納付率低下については

老齢年金
約3,927万人



障害年金
約210万人



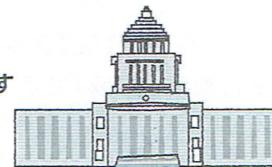
遺族年金
約614万人



世代と世代で
支え合っています



現役世代 約6,718万人(保険料)



(注)人数は、平成25年度末の数値です

納付しない人には年金を払う必要がないので、それで直ちに年金財政が破綻することはないとされています。また、物価スライドを取り入れ、さらに年金支給額の伸びを物価や賃金などの上昇より低く抑えるマクロ経済スライドを適用して余裕を持たせるため、まず破綻の心配はありません。

公的年金を損得で考えてみると

年金財源が破綻する心配はなくとも、安心はできません。膨れ上がっていく社会保障給付費を減らさざるを得ないのも現実です。それで、「年金に入る方が得なの?入らない方が得なの?」と、私たち社会保険労務士はよく質問を受けます。

国民年金を満額で受給すると年額78万100円です。65歳から開始し、寿命を男女の間をとって83歳までとして18年間受給すると1400万円になります。保険料を月

額納付額15,590円(年間187,080円)で40年間納付したら748万円ですから、2倍弱になる計算です。この国民年金の支給額の2分の1は国庫が負担しています。現時点で支払われている半分は税金で、税金分も受給しているのです。また、厚生年金の場合は、所得により異なるので平均で計算すると、夫婦2人で5千~6千万を受け取ることになります。

公的年金の保険料を払わずに、民間の年金商品などにまわしたらどうなるか。たとえば40年後に2千万円受け取る個人年金に加入した場合。もし、インフレが2倍になったと仮定すると、もらえる年金は実質2分の1になります。公的年金の場合は物価スライドの仕組みがありますから、実質2分の1までにはなりません。それに、公的年金は終身もらえますが、民間の個人年金は受け取れる期間が限定されているものが多いです。また、障害になった場

島田 崇 氏プロフィール

大手銀行にて営業から部下の育成まで携わり、副支店長として勤め、その後経営コンサルティング業務を経て現在社会保険労務士として活躍中。講座の趣旨を的確に捉え「時にやさしく、時に厳しく」の授業が好評で、様々な企業でセミナーを行っている。



合も公的年金の場合は障害年金が支払われます。

公的年金はたんに自分だけの損得で考えるのではなく、皆で支え合うシステムだということも理解しておく必要があります。現在の国民皆年金体制は1961年にスタートし、国の根幹になっている制度です。国民全体で支え合う社会保障の本来の意味に向きあうことも重要です。

世界各国が日本の動向に注目

年金の支給開始年齢が徐々に上がっているのも日本の現状です。国民年金(基礎年金)の支給開始年齢は65歳で、現在60歳代前半の人に暫定的に支給されている特別支給の老齢厚生年金も将来的に65歳に引き上げられます。他の国を見ると、ドイツが65歳を67歳へ将来的に引き上げるのをはじめ、アメリカ、イギリス、フランスなども引き上げの予定です。各国とも平均寿命が20年前に比べると4、5歳伸びており、国庫が圧迫されています。こうした中で、日本も将来的にはさらに引き上げる可能性があります。日本は世界でもまれに見る少子高齢化で、世界の先頭をきっているため、各国が日本の動向に注目しているところです。

日本は年金体制がスタートした当初は、積立方式を採用していました。現役の間に自分で掛け金を積み立てて、高齢に

なったら自分で受け取る方式です。これは、インフレが続くとお金の価値が目減りするという短所があります。日本経済が成長していた1960～70年代にインフレが続き、老後に必要な年金を受け取れないおそれが出てきて、田中角栄総理の時代に賦課(ふか)方式に変更しました。賦課方式はその時点の現役世代がその時点の高齢者の年金を負担する方式で、インフレによる影響を受けないので、人口が増える時代には良い方式だったのです。ところが、少子高齢化が進むと、現役世代の負担が重くなり過ぎるという弱点があらわになり、最近は世代別ではなく、能力別の負担を取り入れようという流れが出てきました。

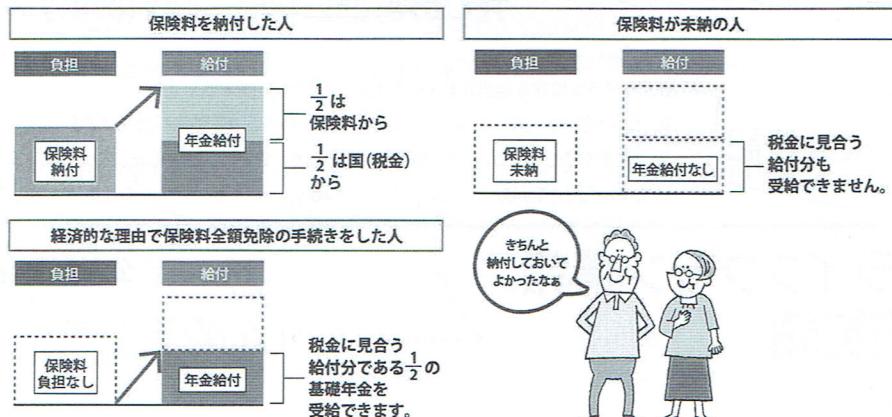
経済能力別負担の時代が来る?

能力別の負担とは、高齢者でも所得の多い人には負担を求め、現役世代でも所得の少ない人の負担は軽くすることです。

たとえば、年金受給に必要な期間を25年から10年に縮めたり、非正規雇用の人が厚生年金に加入する要件を緩めるなどして無年金の人を減らそうとしています。消費税の引き上げも、社会保障費を確保するためとされています。

現在の日本は「中福祉・低負担」国と言われますが、猛スピードで少子高齢化が進んでいるため、「中福祉」水準を維持しようとすると「高負担」にならざるを得ません。福祉の水準と負担のバランスをどうとるかという視点なしに、これからの中年金制度はありえないのです。私は、年金最低額は本来ならもっと引き上げるべきだと思いますが、その時は、われわれ国民はそれなりの負担を覚悟しなければなりません。また、国と国民の信頼関係がなければ、負担を受け入れることはできません。その信頼関係をつくるタイミングは、消費税がさらに引き上げられるであろう今なのではないかと私は思っています。

負担と給付のさまざまなケース(国民年金の場合)



社会を元気にする活動を始めたい方に

社会貢献塾2016～第5期～

社会にはどのような課題があるのか?どのように社会貢献活動に参加していくべきか?を総括的に学んでいただくプログラムです。プログラムは前期は主に地域の支援活動やボランティア活動など現場で活躍する方々を講師に迎えてのゼミ形式で学び、後期はNPOや地域で活動中の団体を訪問し、現場を肌で感じる実習形式で学びます。

日 時 平成28年6月22日(水)～9月14日(水) 毎週水曜日13:30～16:30 全10回(前期4回・後期6回)

会 場 神戸市勤労会館 4階405講習室

定 員 30名(先着順)

受 講 料 10,000円(前期・後期合わせて) 観察バスツアー実費2,000円が別途必要です。

申込方法 5月9日(月)から先着順受付(神戸いきいき勤労財団窓口、電話またはFAXで)

受講生
募集



(公財) 神戸いきいき勤労財団 生涯現役支援課

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3-1 サンパル10階 土・日・祝休み

TEL (078) 251-5561 FAX (078) 252-9448

神戸市勤労会館 資格取得支援講座

宅地建物取引士(宅建) 受験対策 入門講座

宅地建物の取引の専門家として、相手方に重要事項を説明する国家資格です。初めて宅建の勉強をする方、法律用語などに不慣れで学習に不安を感じる方は、この「入門講座」から学習を始めましょう。一発合格を目指したい方は7月開講の「受験対策短期集中講座」を継続して受講することをお勧めします。

受講生
募集

日 時
平成28年5月9日(月)～6月13日(月)
のうち月・木曜日 18:30～20:30 全10回

会 場
神戸市勤労会館 4階 404講習室

参 加 費 22,950円(税込)
(内訳:受講料17,950円+テキスト代5,000円)

定 員 25名(先着順)

(ファイナンシャルプランニング) FP技能士2級 受験対策講座

ファイナンシャルプランナー(FP技能士)とは、さまざまな金融商品の知識を身に付け、資産のプランニングを行う人生設計のアドバイザーです。就・転職の場面で一定の評価を期待できるFP技能士2級の合格を目指します。

(注)2級試験受験には受験資格要件があります。本講座は原則、FP技能士3級合格者を対象としています。

受講生
募集

日 時
平成28年5月11日(水)～8月17日(水)
毎週水曜 18:30～20:45 全15回

会 場
神戸市勤労会館 4階 403講習室

参 加 費 25,130円
(消費税・テキスト代込)

定 員 35名(先着順)

上記の2講座については 4月8日(金)午前9時から電話・FAX・直接窓口にて下記までお申込みください

神戸市勤労会館

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-1-2 第3月曜休

TEL (078) 232-1881 FAX (078) 232-1876



ライフプラン情報を担当させていただき、2年が経ちました。

毎号、「いきいきと輝く人」の取材に行って話を伺う度に、「なんて素敵なお方なのだろう」と終始感動しっぱなしの私でしたが、取材や編集の仕事を通じて、ほんとうに多くのことを学ばせていただきました。この仕事に携われたことにとても感謝しています。色々な方々に教えていただいたことを無駄にしないように、いつか何かの形で社会や人の役に立てるように、頑張っていかなければいけないなと思います。(M)

ライフプラン情報

Vol. 81

2016. 4月号



公益財団法人 神戸いきいき勤労財団

ホームページ <http://www.kobe-kinrou.jp/>

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3-1 サンパル10階

TEL (078) 251-5561 FAX (078) 252-9448

Eメール info-kobe-lp@kobe-kinrou.jp



この冊子は、再生紙を使用しています。